

発言順序 1 「3 番」加 藤 代史子 議員

1 インターネット依存対策について

厚生労働省の研究班はインターネット依存に関する調査を全国の中・高生を対象に実施し、昨年 8 月に結果を発表した。依存の疑いが強いと分類された割合は、中学生 6 %、高校生 9 %で、全国の中・高生で約 52 万人と推計している。ネット依存の問題点は不登校、成績低下、引きこもりなどのほか、睡眠障害やうつ症状など精神面でのトラブル、視力の低下、筋力の低下など身体症状の悪化も懸念されている。ネット依存は 1 カ月で重症化することもあり、一刻も早い対策が必要である。そこで以下 4 点を問う。

- ① 小・中・高生の携帯、パソコンの使用時間など、取扱いについての現状把握はどうか。また、取扱規定はあるか。
- ② ネット依存の調査結果についてどう考えているか。
- ③ ネット依存への対策は行っているか。
- ④ 教員や学校カウンセラー、生活支援員など関係者へのネット依存に対する研修はどうか。

2 空き家問題について

全国で空き家の増加が社会問題化している。また老朽化が進んでいる空き家は倒壊の危険性が懸念される。空き家が増加すると、景観の悪化、火災の発生の誘発、防災や防犯機能の低下が危惧される。ごみの不法投棄、悪臭の発生など環境面からも深刻な問題である。空き家については空き家の適正な管理や再生等、さまざまな観点から対策が考えられるが、今回は環境保全及び減災のまちづくりの観点から空き家の適正な管理について、以下 3 点を問う。

- ① 空き家の実態についての現状把握はどうか。
- ② 空き家の適正な管理についての考えはどうか。
- ③ 「空き家適正化管理条例」の制定に向けた考えはどうか。

3 非婚のひとり親家庭への寡婦（寡夫）控除みなし適用について

昨年9月最高裁大法廷は結婚していない男女間に生まれた非嫡出子の遺産相続分を結婚した夫婦の子の2分の1とした民法の規定について「法の下での平等」を保障した憲法に違反するとの判決を出した。

憲法は「法の下での平等」を保障しており、両親が結婚しているかどうかによって、生まれた子どもが差別されることは許されない。同じ母子・父子家庭でも婚姻歴の有無で経済的な負担に差が出るのが「寡婦（寡夫）控除」である。所得税の控除が非婚のひとり親には適用されない。非婚のひとり親家庭にも寡婦（寡夫）控除みなし適用をしている自治体が増えている。そこで以下3点を問う。

- ① 非婚のひとり親家庭の生活の現状の把握はどうか。
- ② 保育料や市営住宅家賃の算定の現状はどうか。
- ③ 非婚のひとり親家庭にも寡婦（寡夫）控除をみなし適用し、保育料や家賃を算定する考えはどうか。

4 ベビーカーマークについて

公共交通機関や公共施設等のバリアフリー化の進展に伴い、子ども連れでの外出にベビーカーを利用しやすい環境となってきたが、ベビーカー利用に関するトラブルも増加しており、ベビーカーの統一マークが決定された。そこで以下を問う。

- ① 本市の具体的な対策はどうか。

発言順序2「12番」伊 奈 利 信 議員

1 常滑市の収入増加策について

収入増加策は、常滑市長が掲げる市長マニフェスト、また今年度の施政方針にも掲げている。これは文字どおり、削る改革ではなく増やす改革であり、行財政改革の中でも重点策の一つであると考えている。競艇事業の収益増加、市有地の有効活用、有料広告の導入などが示され、それぞれ実施された成果が少なからず出始めていると感じる。そこで以下2点を問う。

- ① 収入増加策として実施した取組による成果と課題を問う。
- ② 今後の展開を問う。

発言順序3「2番」森 下 宏 議員

1 「市長マニフェスト」の進捗状況について

市長選が終了して3年近くが経過した。「市長マニフェスト」は、市長を支持した多くの市民の要望でもある。どのように進行しているか注目している市民も多い。

ところで、今年5月「マニフェストに係る事業等の取組状況及び今後の工程」が配布された。それには60項目あり、その経過が示されている。

そこでそれらについて、以下2点を問う。

- ① マニフェストは、期限までに何項目達成できると予測されるか。
また、達成困難と思われる項目名とその要旨は何か。
さらに、今後の全体的な取組体制はどうか。
- ② マニフェストの中で下記の3項目について、進捗状況・具体的達成目標・達成見込み・問題点はどうか。
ア 医師、看護師の確保について(新病院に向けての取組も含む)。
イ 高齢者の就労対策、生きがいつくりについて(シルバー人材センターへの支援等)。
ウ 積極的な企業誘致の推進について(イオンの利点と他への影響、税収入と雇用、臨空地区や新開町6丁目の空き地の対策など)。

発言順序4「8番」伊 藤 辰 矢 議員

1 農漁業振興について

近年の観光は観て遊ぶから、交流・体験・学びなど滞在型へと変化している。大型商業施設等の進出により来訪者数も大きく増加しており、農漁業も観光資源として積極的に活用していく必要があると考える。そこで以下2点を問う。

- ① 市長マニフェストにある観光型農漁業の進捗状況、今後はどうか。
- ② 来訪者等に対し、農漁業をどのようにPRしているか。

2 ふるさと寄附金制度のお礼品として農水産物等を活用してはどうか

平成20年から始まった「ふるさと寄附金制度(ふるさと納税)」では、各自自治体の企画力が問われ、その内容により寄附額に大きく差が出ている現状がある。本市においても寄附金の活用を選択できるといった工夫をし、多くの方か

ら常滑市を応援していただいていると思う。最近では寄附のお礼として特産品を贈る自治体も出てきており、やや過熱感もあるが、少しの心遣いで常滑市のPRとしても大きな成果を上げることにつながるのではないかと考える。そこで以下2点を問う。

- ① ふるさと納税の現状はどうか。
- ② 今後の展開はどうか。

発言順序5「9番」杉江繁樹議員

1 「常滑市行財政再生プラン2011」期間終了後の展望について

常滑市は厳しい財政状況の中、平成23年度から「常滑市行財政再生プラン2011」により、行財政改革を実行中である。毎年度の取組結果が公表されており、ほぼ計画どおりと言ってよい。

しかし、計画期間も残り約1年半となり、そろそろ期間終了後の展望を検討する時期と考える。そこで以下4点について問う。

- ① 投資的事業で繰延べされた事業の今後の進捗はどうか。
- ② 見直しされた市主催の行事はどうか。
- ③ 見直しされた補助事業の今後はどうか。
- ④ 職員給与の削減は廃止できるか。

2 常滑市職員の仕事力向上について

常滑市は人口が増加しているにもかかわらず、「常滑市行財政再生プラン2011」や「第5次常滑市定員適正化計画」により職員数が減少している。

再任用職員や臨時職員により不足分を補うとされているが、本質的には職員個々の能力をさらに向上していくことが必要だと考える。

「第3次常滑市人材育成基本指針・推進計画」も踏まえ、以下3点について問う。

- ① 「第3次常滑市人材育成基本指針・推進計画」の進捗状況と現在までの成果はどうか。
- ② 職場に「改善」の意識を積極的に取り入れることはどうか。
- ③ 研修を担当する独立した部署の新設はどうか。

発言順序6「1番」西本真樹議員

1 地域防災について

平成23年以降、愛知県が実施した地震被害予測調査が報告された。南海トラフで繰り返し発生している地震・津波のうち過去に発生した宝永、安政東海、安政南海、昭和東南海、昭和南海の5地震をモデルにし、「命を守る」という観点で、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波について、理論上最大想定モデルが発表された。これを受けて、常滑市でも「地域防災計画」が策定される。そこで以下4点を問う。

- ① 平成23年以降、近隣自治体では、標高や津波避難ビル、避難所等の記載された防災マップが発行されている。当市は、今年度中には作成すると聞いているが具体的な内容、発行時期はいつになるか。

市全体の防災マップと、居住区レベルの身近な地域の防災マップも必要であると考えているがどうか。

- ② 避難所生活で困る方は、乳幼児、障がい者、要介護者等の社会的弱者がいる家族である。現在、福祉避難所は31カ所指定されているが、それぞれに特色があり周知が必要と考えるがどうか。
- ③ 情報手段として、携帯電話の普及でどこでも情報を取り寄せることができるが、非常時には同報無線も有効な手段と考える。取り入れる考えはあるか。
- ④ 避難経路を考えた時には、道路や橋梁等の整備が必要と考えるがどうか。

2 地域型保育事業について

平成27年4月から実施される、「子ども・子育て支援事業計画」の策定が進められている。地域的な幼保育園への数や受け入れ人数など量については具体化されてきた。

地域型保育事業は少人数の保育が可能になっているが、職員資格に保育士の他に、「家庭的保育者」という自治体が行う研修を修了した保育士、保育士と同等以上の知識及び経験を有すると自治体長が認める者も可能となっている。そこで以下を問う。

- ① 保育士は、専門的な知識を得て国家資格を持つものである。新たな「家庭的保育者」という資格は必要ないと思うがどうか。

発言順序 7 「4 番」井 上 恭 子 議員

1 現実的予算で実施可能な生活排水処理への転換を早急に

下水道事業は市民生活には必要不可欠であるが、今日の社会情勢は過去の高度成長から大きく変化し、下水道事業を取り巻く環境も一層厳しくなり、このままでは財政への負担がますます膨らんでいく。

そこで事業のより低いコストで整備可能な合併浄化槽へのシフトを促進させ、予算を縮減すべきであり、工事対象地域の見直しや合併浄化槽の転換を早急に進めるべきではないか。そこで以下 2 点を問う。

- ① 市の下水道事業は、料金収入で経営していく公営企業に準じた独立採算性にするのか、あるいは行政サービス事業と捉えていくのかどちらであるか。
- ② 平成 27 年は水洗化率 60%の予測であるが、そのために浄化センターの増強工事は必要となるか。必要ならば幾らと試算しているか。想定している 100%の能力にするための増強費用は幾らか。

2 行政コスト削減とごみ減量のために広域ごみ焼却場建設の説明会を

平成 9 年より計画された広域ごみ焼却場であるが、平成 19 年には半田市クリーンセンターとしたが、ダイオキシン検出のため武豊町を建設地として変更した。

今後、広域ごみ焼却場建設と維持費には莫大な経費がかかるため、半田市クリーンセンターの二の舞にならぬよう、過去の情報も含め、市民に全ての情報を公開する必要がある。現在でも多くの市民は広域ごみ焼却場が建設されることすら知らない。ごみ減量が環境負荷につながるため、早急に住民説明会を行うべきである。また、そこで住民の意見を聞き、知多南部広域環境組合に住民の要望を反映してほしい。そこで以下 3 点を問う。

- ① 6 月議会の一般質問で、半田市から武豊町にごみ焼却場が変更になったことによる支出額はゼロという回答であった。これは半田市クリーンセンターを候補地として選定したことは、正しい選択だと思っているあらわれである。これは常滑市の回答と捉えていいのか。
- ② 2 市 3 町で広域ごみ焼却場が武豊町に建設されることを市民のほとんどは知らない。今後、組合に対し、市としてどのように情報開示を求めていくか。
- ③ 焼却炉の縮小化は市民のごみ減量が必要不可欠である。市は組合に対し住民説明会の開催をどのように求めるか。

3 雑草処理を市民協働で

市に管理責任がある公園、道路、市が保有している土地に雑草が生い茂り、車の安全走行や、子どもたちの通学路に危険を伴う箇所が多くみられる。予算がないからと問題解決を遅らせるのではなく、大きな事故にならないために早急に市民と行政が協働し、問題解決にあたる必要があるのではないか。

そこで以下3点を問う。

- ① 市が雑草を刈らなくてはならない面積はどれだけで、草刈費用は年間どれだけか。
- ② 雑草処理に関する苦情は市に年間何件あるか。それをどう対処しているか。
- ③ 草刈の回数は平均して年間何回か。

発言順序8「14番」相羽助宣議員

1 新市民病院について

(1) 新市民病院建設の現状について、以下4点を問う。

- ① 主要工事工程は予定どおりの進捗状況か。
- ② 大きな設計変更、追加工事はあったか。その場合の建設事業費はどのように対処しているか。
- ③ 市内業者が、建設工事・物品納入等がかかわっているか。
- ④ 工事に対して周辺住民から何かクレームはあったか。その場合、どのような対処をしたか。

(2) 開院時の診療体制について以下を問う。

- ① 診療科目23科を含めて、予定どおり準備は進んでいるか。

2 愛知県が発表した東海地震・東南海地震・南海地震の常滑市被害予測調査結果について

(1) 建物被害（揺れ、液状化、浸水・津波、急傾斜地崩壊等、火災）、人的被害（建物倒壊等、浸水・津波、急傾斜地崩壊等、火災）の被害数、被害地区マップについて、以下2点を問う。

- ① 建物被害数、被害者数、被害地区マップについて、どのように分析しているか。
- ② 調査結果を踏まえて、市民の命、財産を守るために、どのような防災対策

を検討しているか。

発言順序9「6番」盛田克己議員

1 産業廃棄物処分場から発生する臭気対策等について

市南部地区において平成22年頃より産業廃棄物処理業者が、発酵施設を設置し、事業を開始している。最近この施設周辺から発生する悪臭により、周辺住民が大変迷惑を被っている。この施設で事業を開始するにあたっては、愛知県知事の許可が必要であり、当然許可を得ていると思うが、今後、常滑市としてどのような行政指導をしていくのか以下4点を問う。

- ① 事業会社名及び事業内容は。
- ② 産業廃棄物の種類及びその処理内容は。
- ③ 産業廃棄物の搬入元はどこからか。
- ④ 愛知県及び常滑市の行政指導の実施時期及びその内容、また地元の苦情を把握しているか。

2 市南部地区の土地開発状況について

広大な土地を買収、また一部地権者の同意を得て、開発行為が行われている。どのような許可申請がなされ実施されているかだが、産業廃棄物らしきものが大量に搬入され埋め立てられている。この土地は愛知用水の幹線が隣接しており、自然災害でのリサイクル土の流出が危惧されている。また、周辺地権者の土地を同意なしで開発行為をしており、法的な手段も考えられている。そこで以下4点を問う。

- ① 掘り起こしてリサイクル土を埋める開発行為の許認可申請はどのようなになっているか。
- ② リサイクル土の埋立業者は市外の業者と聞いているが、行政指導の対応ができる業者か。
- ② リサイクル土の出どころと、その土は安心できる土か。
- ④ 開発行為に同意されていない地権者の土地を原状復帰させる行政指導はどこまでか。